

# 佐渡市中小企業等被災復旧応援金

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進するため、市内中小企業又は小規模事業者等を対象に、被災した施設・設備の修繕に係る経費の一部を支援します。

■対象事業者：令和6年能登半島地震の被害を受けた市内中小企業・小規模事業者等であって、国の「なりわい再建支援補助金」または「小規模事業者持続化補助金災害支援枠（令和6年能登半島地震）」の補助金交付決定を受けている方

■対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

■補助金額：「なりわい再建支援補助金」または「小規模事業者持続化補助金災害支援枠（令和6年能登半島地震）」の  
自己負担額の10% 補助下限2.5万円 補助上限50万円

※「なりわい再建支援補助金」「小規模事業者持続化補助金災害支援枠（令和6年能登半島地震）」の  
いずれか1回限り

■申請期間：令和6年4月1日以降（予定）

※申請要領など詳細が決まりましたら当市ホームページに掲載します

## 【参考】なりわい再建支援補助金

対象事業者：中小企業・小規模事業者

対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

補助率：①中小企業・小規模事業者 3/4以内  
②中堅企業等 1/2以内

補助上限：3億円、一部1億円まで定額補助※  
※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

## 【参考】小規模事業者持続化補助金災害支援枠

対象事業者：小規模事業者

対象経費：事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、  
商工会・商工会議所の支援を受けながら取り  
組む販路開拓を支援

補助率：2/3以内

補助上限：200万円（直接被害）⇒自社の事業用資産に  
損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）⇒令和6年能登半島地震  
に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合